

官報

省令

- 一般旅券発給申請書等の様式に関する省令
- 大蔵省組織規程の一部改正
- ニッケル等使用制限規則の一部改正
- 貿易関係為替管理規則の一部改正
- 連合国財産の引渡し命令
- 連合国財産管理人解任
- 旅券法に基き、渡航費用の支拂能力を立証する書類の種類を定める件
- 旅券法に基き、渡航先及び渡航目的によつて特に必要とする書類の種類を定める件
- 両羽銀行第十一回福壽定期預金の細目等
- 文化財保護法により史跡小見真観寺古墳を管理すべきもの指定
- 漁港修築事業用作業船整備補助金交付規程の一部改正
- 輸入に関する事項の公表(第四十六回)の一部改正
- ニッケル等使用制限規則によりニッケル等を使用することができない物品指定
- 航路標識の新設、改廃、その他船舶の航行に關して必要な事項
- 江戸川郵便局城東分室移転
- 伊奈波山丸託送発受所等設置
- 第五正丸託送発受所廃止

一頁 六六六 六六六 七 七 八 八 八 八 三

省令

外務省令第二十六号

旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第二十二條第一項の規定に基き、一般旅券発給申請書等の様式に關する省令を次のように定める。

昭和二十六年十二月一日

外務大臣 吉田 茂

一般旅券発給申請書等の様式に關する省令

- 第一條 一般旅券の発給を受けようとする者が、旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)以下「法」という。第三條第一項の規定により提出する一般旅券発給申請書及び身元申告書の様式は、それぞれ別記第一号様式及び第二号様式による。
- 第二條 公用旅券の発給の請求の際、法第四條の規定により提出する公用旅券発給請求書の様式は、別記第三号様式による。
- 第三條 一般旅券の発給を申請した後に渡航先の追加を受けようとする者が、法第八條第一項の規定により提出する一般旅券渡航先追加申請書の様式は、別記第四号様式による。
- 第四條 公用旅券の渡航先の追加の請求の際、法第八條第四項の規定により提出する公用旅券渡航先追加請求書の様式は、別記第五号様式による。
- 第五條 一般旅券の発行後当該一般旅券の渡航目的及び渡航先以外の記載事項に変更を生じ、当該一般旅券の書換発給を受けようとする者が、法第九條第一項の規定により提出する一般旅券書換発給申請書の様式は、別記第六号様式による。
- 第六條 公用旅券の書換発給の請求の際、法第九條第三項の規定により提出する公用旅券書換発給請求書の様式は、別記第七号様式による。
- 第七條 一般旅券の交付を受けた後当該一般旅券を紛失し、焼失し、若しくは著しく損し、又は国外において当該一般旅券の査証欄に余白がなくなつたことに因り当該一般旅券の再発給を受けようとする者が、法第十條第一項の規定により提出する一般旅券再発給申請書の様式は、別記第八号様式による。
- 第八條 公用旅券の再発給の請求の際、法第十條第三項の規定により提出する公用旅券再発給請求書の様式は、別記第九号様式による。
- 第九條 法第二十條第二項に規定する旅券受領証の様式は、別記第十号様式による。

第一号様式

給を受けようとする者が、法第十條第一項の規定により提出する一般旅券再発給申請書の様式は、別記第八号様式による。

第八條 公用旅券の再発給の請求の際、法第十條第三項の規定により提出する公用旅券再発給請求書の様式は、別記第九号様式による。

第九條 法第二十條第二項に規定する旅券受領証の様式は、別記第十号様式による。

注意

氏名には右側にふりがなをつけること、但し、旧旅券に「ヘボン式」によらないローマ字でその氏名が記載されてあるときは、そのローマ字を附記すること。

市郡町村字名には右側にふりがなをつけること。

市郡町村字名に右側にふりがなをつけない他人方に同居している者は「何某方」と記入すること。

何某の長男、何某の妻等戸籍上の関係を記載すること、何某の右側にふりがなをつけること。

連絡すべき電話番号

戸籍上の続柄

年齢

職業

渡航先

經由地名

渡航目的

渡航の動機又は事情を詳細に記載すること

「メートル」四寸一分「センチ」曲尺五及曲尺法の双方で記入すること

一般旅券発給申請書

一、氏名

一、本籍地

一、現住所

一、連絡すべき電話番号

一、戸籍上の続柄

一、年齢

一、職業

一、渡航先

一、經由地名

一、渡航目的

一、渡航理由

一、身長

「メートル」「センチ」曲尺、尺、寸、分

都道府県 郡市 町 大字 番地

都道府県 郡市 町 大字 番地

年 月 日 生、年 満 月

毎日文庫

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 左の省令は、廃止する。

外国旅券規則(昭和十年外務省令第八号)

旅券発給申請書等の様式に關する省令(昭和二十五年外務省令第二号)

国外発給旅券発給申請書等の様式に關する省令(昭和二十六年外務省令第十五号)

(用紙の大きさは美濃版)



### 第三号様式(公用旅券発給請求書)

(用紙の大きさはB5)

年 月 日				
外務大臣 宛	公用旅券発給請求の件	各省各庁の長	官 職	氏 名
一、渡航目的	一、身 長 (メートル法による)	一、特 徴 (外部に現われた身体の特徴一箇所を記載すること)	一、氏名の右傍に「ローマ字」をつづり記載すること。	二、官職名の英訳文が一定しているものはその訳文を官職名の傍に記載すること。
二、渡航先	三、十五才未満の子三人までを父又は母の旅券に併記することを希望する場合はその旨を追記に記載すること。	四、旅券復用の旅券を希望する場合は、その旨及び理由を併記に記載すること。	五、同伴する使用者並びに呼び寄せる配偶者、子及び使用者の場合にもこの様式に準じて適当に記載すること。	六、国外においては請求者は本人、宛先は当該領事官とし、公用旅券の発給を必要とする理由を立証する書類一通を添付した上この様式に準じて記載すること。
三、経由地名	四、旅券復用の旅券を希望する場合は、その旨及び理由を併記に記載すること。	五、同伴する使用者並びに呼び寄せる配偶者、子及び使用者の場合にもこの様式に準じて適当に記載すること。	六、国外においては請求者は本人、宛先は当該領事官とし、公用旅券の発給を必要とする理由を立証する書類一通を添付した上この様式に準じて記載すること。	

### 第四号様式

(用紙の大きさはB5)

年 月 日				
外務大臣 宛	公用旅券渡航先追加請求の件	各省各庁の長	官 職	氏 名
一、渡航先	二、追加を必要とする理由	三、渡航先追加を必要とする理由	四、渡航先追加を必要とする理由	五、渡航先追加を必要とする理由
一、旅券発行年月日	二、追加を必要とする理由	三、渡航先追加を必要とする理由	四、渡航先追加を必要とする理由	五、渡航先追加を必要とする理由
二、追加を必要とする理由	三、渡航先追加を必要とする理由	四、渡航先追加を必要とする理由	五、渡航先追加を必要とする理由	

身元申告書	(漢字)	(ローマ字)	(氏名)	(氏名)
一、職 業	一、氏 名	二、親が十五歳未満の子を同伴する場合は、その氏名、年齢、身長及び特徴をそれぞれ別々に記載した上で、この場合子を親の旅券に併記することを「旅券往復用旅券の場合を除く」希望する者は「某を某の旅券に併記」と氏名の項の下方に記載すること。	一、出生地	一、出生年月日
二、生年月日	二、親が十五歳未満の子を同伴する場合は、その氏名、年齢、身長及び特徴をそれぞれ別々に記載した上で、この場合子を親の旅券に併記することを「旅券往復用旅券の場合を除く」希望する者は「某を某の旅券に併記」と氏名の項の下方に記載すること。	三、領事官に提出する場合は旅券復用に關する事項を除く	二、現住所	二、現住所
	三、領事官に提出する場合は旅券復用に關する事項を除く		三、連係すべき電話番号	三、連係すべき電話番号
			四、職 歴	四、職 歴
			五、海外渡航経歴	五、海外渡航経歴
			六、兵 歴	六、兵 歴
			七、賞 罰	七、賞 罰
			八、追放関係	八、追放関係
			九、参考事項	九、参考事項
			十、渡航後の国内連絡先並に本人との関係	十、渡航後の国内連絡先並に本人との関係
			十一、渡航費用負担引受人あればその氏名及び住所	十一、渡航費用負担引受人あればその氏名及び住所
			十二、渡航先の連絡先	十二、渡航先の連絡先
			十三、右の通り相違ありません。	十三、右の通り相違ありません。

本人が自署押印すること	(氏名)	(氏名)	(氏名)	(氏名)
一、出生地	一、出生年月日	二、現住所	二、現住所	三、連係すべき電話番号
二、現住所	三、連係すべき電話番号	四、職 歴	四、職 歴	五、海外渡航経歴
三、連係すべき電話番号	四、職 歴	五、海外渡航経歴	六、兵 歴	六、兵 歴
四、職 歴	五、海外渡航経歴	六、兵 歴	七、賞 罰	七、賞 罰
五、海外渡航経歴	六、兵 歴	七、賞 罰	八、追放関係	八、追放関係
六、兵 歴	七、賞 罰	八、追放関係	九、参考事項	九、参考事項
七、賞 罰	八、追放関係	九、参考事項	十、渡航後の国内連絡先並に本人との関係	十、渡航後の国内連絡先並に本人との関係
八、追放関係	九、参考事項	十、渡航後の国内連絡先並に本人との関係	十一、渡航費用負担引受人あればその氏名及び住所	十一、渡航費用負担引受人あればその氏名及び住所
九、参考事項	十、渡航後の国内連絡先並に本人との関係	十一、渡航費用負担引受人あればその氏名及び住所	十二、渡航先の連絡先	十二、渡航先の連絡先
十、渡航後の国内連絡先並に本人との関係	十一、渡航費用負担引受人あればその氏名及び住所	十二、渡航先の連絡先	十三、右の通り相違ありません。	十三、右の通り相違ありません。
十一、渡航費用負担引受人あればその氏名及び住所	十二、渡航先の連絡先	十三、右の通り相違ありません。		







●大蔵省令第百五号  
大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)第十七條及び第十九條第三項の規定に基づき、並びに同法を施行するため、大蔵省組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。  
昭和二十六年十二月一日  
大蔵大臣 池田 勇人

大蔵省組織規程の一部を改正する省令  
大蔵省組織規程(昭和二十四年大蔵省令第三十七号)の一部を次のように改正する。  
第二十六條第三号を削り、同條第四号中前号を「前二号」に改め、同号を同條第三号とし、以下一号ずつ繰り上げる。  
第五十三條第一項第七号中第一号及び第六号を「前号」に改め、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、以下一号ずつ繰り上げ、同條第二号を同條第一号とし、以下一号ずつ繰り上げる。  
第六十三條第十七号中第一号、第六号及び第十三号を「第五号及び第十二号」に改め、同條第一号を削り、同條第二号を同條第一号とし、以下一号ずつ繰り上げる。  
附則  
この省令は、公布の日から施行する。  
昭和二十六年十一月一日  
通商産業省令第七十一号  
ニッケル等使用制限規則の一部を改正する省令を次のように制定する。  
昭和二十六年十一月一日  
通商産業大臣 高橋龍太郎  
ニッケル等使用制限規則の一部を改正する省令  
ニッケル等使用制限規則(昭和二十六年通商産業省令第三十五号)の一部を次のように改正する。  
第三條中第一号を次のように改め、第二号を削り、第三号を第二号とする。  
この省令は、公布の日から施行する。

一 文化財を保存し、もしくは技術に関する試験研究を行うため、または通商産業大臣が告示で指定した物品を製造するため、通商産業局長の許可を受けて使用する場合第四條を次のように改める。  
第四條 削除  
第五條中「第三條但書第二号」を「第二條但書第一号」に改める。  
第三條中「第三條但書第一号および第二号」を「第三條但書第一号」に改め、「届出を」とし、または、「届出または届出を」とし、「届出契約の解除その他を」とし、「第三條但書第一号」に改める。  
別表第一項の製造品目欄中「懐中電燈その他の照明器具(坑内用安全電燈、電球電燈その他の照明器具(坑内用安全電燈および反射鏡を除く。))」を「電球電燈その他の照明器具(坑内用安全電燈、電球電燈を除く。))」に改め、「反射鏡を除く。」を「反射鏡を除く。」に改める。  
別表第二項の製造品目欄中「製造品目欄に掲げる品目の下に(照明器具中)に「光線管」を加え、「ランプキヤップ」を削り、溶剤、過酸、および水分解離器の下にそれぞれ(鉱工業用のものを除く。))を加え、「扇風機」を「および扇風機(フエリ、線およびアドパンス線を除く。))」に改め、「アイロン」および「のり」を加え、「洗たくばさみ」その他の洗たく用具を削る。  
別表第三項の製造品目欄中「光学機械器具」の下に「理化学機械器具」を、「(顕微鏡、顕微鏡の下の下に)計算尺、化学天秤(分銅を含む。))」を加え、「時計」の下に「(問および外、)を削る。」を加える。  
別表第四項の製造品目欄中「放射線計測器(坑内用安全電燈、電球電燈、および反射鏡を除く。))」を「電球電燈および特殊電球を除く。))」に改め、「電球電燈」および「特殊電球」を削る。

●通商産業省令第七十二号  
通商産業省令(昭和二十五年政令第二百三十三号)を実施するため、貿易関の他の照明器具(坑内用安全電燈および反射鏡を除く。))に改める。  
附則  
この省令は、公布の日から施行する。  
昭和二十六年十一月一日  
通商産業大臣 高橋龍太郎

一 この省令の施行前に成立した輸出契約につきこの省令の施行の際現に信用状(これに相当する書類を含む)またはその他の対支拂手段を受け取つていない者であつて、この省令の施行の際まだ改正前のニッケル等使用制限規則(以下「規則」といふ。以下同じ)第三條但書第一号の届出をしていないものは、当該契約に基づき物品の製造のためのニッケル等の使用に際し、通商産業局長に届け出た物品の製造の目的に供してはならない。  
二 この省令の施行前に改正前の規則第三條但書第一号の規定によつてしたニッケル等の使用に際して届出た物品の製造の目的に供してはならない。  
三 この省令の施行に際しては、この省令の施行の日から九十日間は、規則第三條の規定は、適用しない。  
四 何人も、前項の届出をして製造された物品(仕掛品を含む)を当該届出に係る目的以外の目的に供してはならない。  
五 規則第六條但書の規定は、前項の場合に準用する。  
六 規則第七條の規定は、第三項の届出に係る物品を製造するためニッケル等を使用する者に準用する。  
七 この省令の施行の際現に製造中の時計の問および外、については、この省令の施行の日から三十日間は、規則第三條の規定は、適用しない。

●総務省令第百八十八号  
連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)第十三條第一項第三号の規定により、富士信託銀行株式会社(大阪市東区北浜五丁目二十二番地)に對しその管理する左に掲げる財産を昭和二十六年十二月十日、アーネスト・ウィリアム・セームス(神戸市垂水区塩屋町百二十一番地)の(一)に引き渡すことを命じた。  
昭和二十六年十一月一日  
内閣総理大臣 吉田 茂

●通商産業省令第七十一号  
連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)第十三條第一項第二号の規定により、左に掲げる財産に對し連合国財産管理人富士信託銀行株式会社(大阪市東区北浜五丁目二十二番地)を解任した。  
昭和二十六年十一月一日  
内閣総理大臣 吉田 茂

●外務省令第十号  
旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第二十二條第二項の規定に基づき、渡航費用の支拂能力を立証する書類の種類を次のように定める。  
昭和二十六年十一月一日  
外務大臣 吉田 茂

一、第三者の負担に係る場合  
(一) 留学関係  
留学に必要な一切の経費を外貨で保証する旨を詳細に記載した保証書一通。但し、米國へ渡航する場合にあつては、右保証書は、原則として、公正証書による保証書とする。  
(二) 留学以外の文化関係  
招請する旨及び渡航に必要な一切の経費を外貨で負担する旨を記載した保証書一通  
(三) 技術関係  
技術者の職務に関する保証書一通  
(四) 技術者の職務に関する保証書一通  
招請する旨並びに招請者との商業上の関係、渡航目的、渡航期間、渡航先及び渡航に必要な一切の経費を外貨で保証する旨を記載した保証書一通  
(五) その他  
商用関係に準ずる保証書一通  
(六) 自用関係に準ずる保証書一通  
(七) 自費に係る場合  
一、移住関係  
日本政府の優先外貨資金使用承認書可を証する書類一通  
二、一般外貨関係  
日本政府の外貨買入許可を証する書類一通  
三、日本船利用関係  
日本船を利用する者は、その船賃及び船内旅費に充當するたための確保預金の存在を証する銀行証明一通

●外務省令第十一号  
旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)第二十二條第二項の規定に基づき、渡航先及び渡航目的によつて特に必要とする書類の種類を次のように定める。  
昭和二十六年十一月一日  
外務大臣 吉田 茂

一、米國(ハワイを含む)を渡航先とする場合  
(一) 布教を目的とする者  
その所属する宗派の首長の發給に係る「申請前引き続き二年以上正式の僧侶、牧師又は布教師として布教の職に従事したものである」旨の証明書一通  
(二) 大学教授として教職に就する者  
大学を目的とする者  
(三) その他  
その所属する大学の責任者の發給に係る「申請前引き続き二年以上その教授の職に就し、且つ、渡航後も教職に従事するものである」旨の証明書一通  
(四) 修学を目的とする者  
入学しようとする学校の入学許可書一通  
(五) その他  
その他の國を渡航先とする場合  
(一) 修学を目的とする者  
入学しようとする学校の入学許可書一通  
(二) その他  
その他の國を渡航先とする場合  
可書一通

●大蔵省令第百八十一号  
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四十三号)第三條及び第五條の規定により、兩羽銀行第十一回臨時定期預金の細目等を次のように定める。  
昭和二十六年十一月一日  
大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 兩羽銀行第十一回臨時定期預金  
二 條 件 臨時定期預金  
(一) 契約期間 六月  
(二) 預入金額 一口千円  
(三) 利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十六年十二月一日から同二十七年一月二十四日まで。  
四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権五万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定め、花くじA賞及び花くじB賞は、重複當せんを認める。  
等級 割増金 當せんの数  
特等 10,000円 一本  
一等 1,000円 一五  
二等 500円 一五〇  
三等 100円 一五〇〇  
四等 50円 一五〇〇  
五等 10円 一五〇〇〇  
六等 5円 一五〇〇〇  
七等 1円 一五〇〇〇  
計 一五〇,〇〇〇  
抽せん期日 昭和二十七年一月三十一日  
抽せん期開始日 昭和二十七年一月一日  
抽せん期終了日 昭和二十七年一月三十一日  
七 印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この證書を指定し、印紙税を課さない。

●大蔵省令第百八十二号  
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四十三号)第三條及び第五條の規定により、九州相互銀行第四回臨時定期預金の細目等を次のように定める。  
昭和二十六年十一月一日  
大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 九州相互銀行第四回臨時定期預金  
二 條 件 臨時定期預金  
(一) 契約期間 三月  
(二) 預入金額 一口五百円  
(三) 利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十六年十二月一日から同二十七年一月三十一日まで。  
四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権二万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定め、花くじA賞及び花くじB賞は、重複當せんを認める。  
等級 割増金 當せんの数  
特等 10,000円 一本  
一等 1,000円 一五  
二等 500円 一五〇  
三等 100円 一五〇〇  
四等 50円 一五〇〇  
五等 10円 一五〇〇〇  
六等 5円 一五〇〇〇  
七等 1円 一五〇〇〇  
計 一五〇,〇〇〇  
抽せん期日 昭和二十七年一月三十一日  
抽せん期開始日 昭和二十七年一月一日  
抽せん期終了日 昭和二十七年一月三十一日  
七 印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この證書を指定し、印紙税を課さない。

●大蔵省令第百八十三号  
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四十三号)第三條及び第五條の規定により、北海道協成銀行臨時定期預金の細目等を次のように定める。  
昭和二十六年十一月一日  
大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 北海道協成銀行臨時定期預金  
二 條 件 臨時定期預金  
(一) 契約期間 六月  
(二) 預入金額 一口千円  
(三) 利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十六年十二月一日から同二十七年一月九日まで。  
四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権五万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定め、花くじA賞及び花くじB賞は、重複當せんを認める。  
等級 割増金 當せんの数  
特等 10,000円 一本  
一等 1,000円 一五  
二等 500円 一五〇  
三等 100円 一五〇〇  
四等 50円 一五〇〇  
五等 10円 一五〇〇〇  
六等 5円 一五〇〇〇  
七等 1円 一五〇〇〇  
計 一五〇,〇〇〇  
抽せん期日 昭和二十七年二月十二日  
抽せん期開始日 昭和二十七年二月一日  
抽せん期終了日 昭和二十七年二月十二日  
七 印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この證書を指定し、印紙税を課さない。

●大蔵省令第百八十四号  
割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四十三号)第三條及び第五條の規定により、北海建設協成銀行臨時定期預金の細目等を次のように定める。  
昭和二十六年十一月一日  
大蔵大臣 池田 勇人

一 名称 北海建設協成銀行臨時定期預金  
二 條 件 臨時定期預金  
(一) 契約期間 六月  
(二) 預入金額 一口千円  
(三) 利息 付けない。

三 取扱の時期 昭和二十六年十二月十日から同二十七年一月九日まで。  
四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権五万個をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特等は、一等のうちから定め、花くじA賞及び花くじB賞は、重複當せんを認める。  
等級 割増金 當せんの数  
特等 10,000円 一本  
一等 1,000円 一五  
二等 500円 一五〇  
三等 100円 一五〇〇  
四等 50円 一五〇〇  
五等 10円 一五〇〇〇  
六等 5円 一五〇〇〇  
七等 1円 一五〇〇〇  
計 一五〇,〇〇〇  
抽せん期日 昭和二十七年二月十二日  
抽せん期開始日 昭和二十七年二月一日  
抽せん期終了日 昭和二十七年二月十二日  
七 印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この證書を指定し、印紙税を課さない。



●大蔵省告示第十八百五十五号  
割増金附貯蓄の取扱に関する法律  
(昭和二十三年法律第四十三号)第三條及び第五條の規定により、三條信用金庫第二回あけほの定期預金の細目等を次のように定める。  
昭和二十六年十二月一日  
大蔵大臣 池田 勇人

一名 三條信用金庫第二回あけほの定期預金

二條 件  
(一) 契約期間 一年  
(二) 預入金額 一口千円  
(三) 取戻の時期 昭和二十六年十二月三日から同二十七年二月二日まで

四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権一万个をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せん回数
一等	1,000円	五
二等	1,000円	二〇
三等	500円	三〇
四等	100円	三〇〇
計	四五	九、六四五

五 抽せん期日 昭和二十七年二月九日  
六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年二月十五日  
七 印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証券を指定し、印紙税を課せらる。

銀行割増金附第四回定期預金の細目等を次のように定める。  
昭和二十六年十二月一日  
大蔵大臣 池田 勇人

一名 銀行割増金附第四回定期預金

二條 件  
(一) 契約期間 六月  
(二) 預入金額 一口千円  
(三) 取戻の時期 昭和二十六年十二月三日から同二十七年一月三十一日まで

四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権一万个をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特賞及び一等は二等のうちから定めらる。

等級	割増金	当せん回数
特賞	10,000円	一
一等	10,000円	一
二等	1,000円	一〇
三等	1,000円	一〇〇
四等	100円	一,〇〇〇
計	二〇	一、〇一〇

五 抽せん期日 昭和二十七年二月十一日  
六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年二月十五日  
七 印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証券を指定し、印紙税を課せらる。

●文化財保護委員会告示第五号  
文化財保護法(昭和二十五年法律第二十四号)第七十二條第一項の規定により埼玉県北埼玉郡荒木村を史跡小見真鏡寺古墳を管理(復旧を含む)すべきものとして昭和二十六年十一月二十二日付をもって指定した。  
昭和二十六年十二月一日  
文化財保護委員 高橋誠一郎  
員会委員 高橋誠一郎

●農林省告示第四百三十七号  
国の負担金及び補助金交付規則(昭和二十四年農林省令第四十一号)に基づき、漁港修築事業用作業船修繕補助金交付規則(昭和二十六年農林省告示第二百四十七号)の一部を次のように改正し、昭和二十六年度分の補助金から適用する。  
昭和二十六年十二月一日  
農林大臣 根本龍太郎

●通商産業省告示第二百八十三号  
昭和二十六年十月通商産業省告示第二百八十四号(輸入に関する事項の公表(第四十六回)に関する件)の第一條を次のように改正し、昭和二十六年十月二十日から適用する。  
昭和二十六年十二月一日  
通商産業大臣 高橋龍太郎

●通商産業省告示第二百八十四号  
昭和二十六年十月通商産業省告示第二百八十五号(輸入に関する事項の公表(第四十六回)に関する件)の第二條を次のように改正し、昭和二十六年十月二十日から適用する。  
昭和二十六年十二月一日  
通商産業大臣 高橋龍太郎

●26年666項  
日本沿岸航路航空復旧  
記 下記航空線は海陸中のところ昭和26年11月20日各復旧した。  
航空線 航空線名 北緯 東経

1505	平塚	35° 18.9'	139° 22.0'
1515	戸田	34° 57.1'	133° 50.4'
1521	西浦	34° 45.9'	137° 10.4'
1526	身田	34° 46.4'	136° 30.3'
1542	津田	34° 16.8'	134° 14.4'
1543	高鉄山	34° 11.2'	133° 56.6'
1547	塩ヶ森	33° 46.6'	132° 54.7'
1551	大島	33° 55.1'	132° 24.4'

●26年667項  
北海道沿岸航路航空復旧  
記 下記航空線は海陸中のところ昭和26年11月20日各復旧した。  
航空線 航空線名 北緯 東経

1505	平塚	35° 18.9'	139° 22.0'
1515	戸田	34° 57.1'	133° 50.4'
1521	西浦	34° 45.9'	137° 10.4'
1526	身田	34° 46.4'	136° 30.3'
1542	津田	34° 16.8'	134° 14.4'
1543	高鉄山	34° 11.2'	133° 56.6'
1547	塩ヶ森	33° 46.6'	132° 54.7'
1551	大島	33° 55.1'	132° 24.4'

●海上保安庁告示(航路第四十八号)  
航路標識の新設、改定、その他船舶の航行に關して必要な事項を次のように告示する。  
昭和二十六年十二月一日  
海上保安庁長官 柳沢 米吉  
(965項...992項)

五 美術鑄物  
六 万年筆  
七 シャープペンシル  
八 鑄造器具  
九 鑄造器具  
十 時計腕  
十一 時計腕

●大蔵省告示第十八百五十六号  
割増金附貯蓄の取扱に関する法律  
(昭和二十三年法律第四十三号)第三條及び第五條の規定により、三條信用金庫第二回あけほの定期預金の細目等を次のように定める。  
昭和二十六年十二月一日  
大蔵大臣 池田 勇人

一名 三條信用金庫第二回あけほの定期預金

二條 件  
(一) 契約期間 一年  
(二) 預入金額 一口千円  
(三) 取戻の時期 昭和二十六年十二月三日から同二十七年二月二日まで

四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権一万个をもつて一組とし、各組につき次のとおりとする。

等級	割増金	当せん回数
一等	1,000円	五
二等	1,000円	二〇
三等	500円	三〇
四等	100円	三〇〇
計	四五	九、六四五

五 抽せん期日 昭和二十七年二月九日  
六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年二月十五日  
七 印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証券を指定し、印紙税を課せらる。

銀行割増金附第四回定期預金の細目等を次のように定める。  
昭和二十六年十二月一日  
大蔵大臣 池田 勇人

一名 銀行割増金附第四回定期預金

二條 件  
(一) 契約期間 六月  
(二) 預入金額 一口千円  
(三) 取戻の時期 昭和二十六年十二月三日から同二十七年一月三十一日まで

四 割増金 預入金額一口ごとに一個の抽せん権を附與し、抽せん権一万个をもつて一組とし、各十組につき次のとおりとする。但し、特賞及び一等は二等のうちから定めらる。

等級	割増金	当せん回数
特賞	10,000円	一
一等	10,000円	一
二等	1,000円	一〇
三等	1,000円	一〇〇
四等	100円	一,〇〇〇
計	二〇	一、〇一〇

五 抽せん期日 昭和二十七年二月十一日  
六 割増金の支払開始期日 昭和二十七年二月十五日  
七 印紙税 割増金附貯蓄の取扱に関する法律第五條の規定により、この証券を指定し、印紙税を課せらる。

●文化財保護委員会告示第五号  
文化財保護法(昭和二十五年法律第二十四号)第七十二條第一項の規定により埼玉県北埼玉郡荒木村を史跡小見真鏡寺古墳を管理(復旧を含む)すべきものとして昭和二十六年十一月二十二日付をもって指定した。  
昭和二十六年十二月一日  
文化財保護委員 高橋誠一郎  
員会委員 高橋誠一郎

●農林省告示第四百三十七号  
国の負担金及び補助金交付規則(昭和二十四年農林省令第四十一号)に基づき、漁港修築事業用作業船修繕補助金交付規則(昭和二十六年農林省告示第二百四十七号)の一部を次のように改正し、昭和二十六年度分の補助金から適用する。  
昭和二十六年十二月一日  
農林大臣 根本龍太郎

●通商産業省告示第二百八十三号  
昭和二十六年十月通商産業省告示第二百八十四号(輸入に関する事項の公表(第四十六回)に関する件)の第一條を次のように改正し、昭和二十六年十月二十日から適用する。  
昭和二十六年十二月一日  
通商産業大臣 高橋龍太郎

●通商産業省告示第二百八十四号  
昭和二十六年十月通商産業省告示第二百八十五号(輸入に関する事項の公表(第四十六回)に関する件)の第二條を次のように改正し、昭和二十六年十月二十日から適用する。  
昭和二十六年十二月一日  
通商産業大臣 高橋龍太郎

●26年666項  
日本沿岸航路航空復旧  
記 下記航空線は海陸中のところ昭和26年11月20日各復旧した。  
航空線 航空線名 北緯 東経

1505	平塚	35° 18.9'	139° 22.0'
1515	戸田	34° 57.1'	133° 50.4'
1521	西浦	34° 45.9'	137° 10.4'
1526	身田	34° 46.4'	136° 30.3'
1542	津田	34° 16.8'	134° 14.4'
1543	高鉄山	34° 11.2'	133° 56.6'
1547	塩ヶ森	33° 46.6'	132° 54.7'
1551	大島	33° 55.1'	132° 24.4'

●26年667項  
北海道沿岸航路航空復旧  
記 下記航空線は海陸中のところ昭和26年11月20日各復旧した。  
航空線 航空線名 北緯 東経

1505	平塚	35° 18.9'	139° 22.0'
1515	戸田	34° 57.1'	133° 50.4'
1521	西浦	34° 45.9'	137° 10.4'
1526	身田	34° 46.4'	136° 30.3'
1542	津田	34° 16.8'	134° 14.4'
1543	高鉄山	34° 11.2'	133° 56.6'
1547	塩ヶ森	33° 46.6'	132° 54.7'
1551	大島	33° 55.1'	132° 24.4'

●海上保安庁告示(航路第四十八号)  
航路標識の新設、改定、その他船舶の航行に關して必要な事項を次のように告示する。  
昭和二十六年十二月一日  
海上保安庁長官 柳沢 米吉  
(965項...992項)

五 美術鑄物  
六 万年筆  
七 シャープペンシル  
八 鑄造器具  
九 鑄造器具  
十 時計腕  
十一 時計腕



第 7470 号 10

Table with multiple columns containing maritime notices, including details on light stations, navigation warnings, and vessel movements. Includes entries for '1062-70', '1108-150', and '1192-772'.

昭和 26 年 12 月 1 日 土曜日

第 7470 号

第 7470 号

昭和 26 年 12 月 1 日 土曜日

11

Main table containing detailed maritime notices and regulations. Includes sections for 'Sumatra 東岸', '北海道南岸', and '大坂湾'. Contains specific instructions for navigation and light signals.















- 一四四 同(第五七九号)
- 一四五 同(第五八九号)
- 一四六 同(第六五二号)
- 一四七 同(第六五三三号)
- 一四八 同(第六五五号)
- 一四九 同(第六五五号)
- 一五〇 同(第六九五号)
- 一五一 同(第七二二号)
- 一五二 同(第七二二号)
- 一五三 同(第八〇七号)
- 一五四 同(第八〇七号)
- 一五五 同(第八〇九号)
- 一五六 同(第八〇九号)
- 一五七 同(第八二二号)
- 一五八 同(第八二二号)
- 一五九 同(第八二二号)
- 一六〇 同(第九六六号)
- 一六一 同(第九六六号)
- 一六二 同(第九六八号)
- 一六三 同(第九六八号)
- 一六四 同(第一〇一三三三)
- 一六五 同(第一〇一三三三)
- 一六六 同(第一〇一三三三)
- 一六七 同(第一〇一三三三)
- 一六八 枕崎、鹿角島間に国鉄による自動車運送事業開始の請願(第一〇一三三三)
- 一六九 熊田、古江間に国営自動車運送開始の請願(第三七二一七)
- 一七〇 澁川、沢渡温泉間に国営自動車運送開始の請願(第六五八五号)
- 一七一 八戸、軽米間に国営自動車運送開始の請願(第六九四四号)
- 一七二 夏井、夏井間に国営自動車運送開始の請願(第七五七七号)
- 一七三 佐川、高岡間に国営自動車運送開始の請願(第一〇一八七号)
- 一七四 長野、花坂間に国営自動車運送開始の請願(第一三九七号)
- 一七五 八街、山室間に国営自動車運送開始の請願(第一三九八号)
- 一七六 輸入自動車制当に関する請願(第五九七号)
- 一七七 第七次船後建造促進に関する請願(第六二二二)
- 一七八 同(第六四九号)
- 一七九 同(第七五二一)
- 一八〇 伏木港の整備拡張促進に関する請願(第三九号)
- 一八一 船泊港拡張工事施行の請願(第一四三三)
- 一八二 浜名港修築工事促進の請願(第三六九号)
- 一八三 門司港田野浦地区修築工事促進の請願(第三七三三)
- 一八四 竹島港修築の請願(第三七四号)
- 一八五 淡路島江井港を重要港湾に編入の請願(第四五七七)
- 一八六 館山港修築に関する請願(第四五八号)
- 一八七 那家港修築工事施行の請願(第四八四号)
- 一八八 名古屋港緊急整備等に関する請願(第五八〇号)
- 一八九 名港港を重要港湾に指定の請願(第五八三三)
- 一九〇 小湊港活用開始の請願(第六五八五号)
- 一九一 深浦港修築に関する請願(第六五七七)
- 一九二 名港港を重要港湾に指定の請願(第六五七七)
- 一九三 小樽港(いんげん)工事促進の請願(第七五二二)
- 一九四 久慈港修築工事促進の請願(第七六〇号)
- 一九五 岩船港修築に関する請願(第一〇五五号)
- 一九六 久慈港修築工事促進の請願(第一〇八三三)
- 一九七 船橋港修築工事促進の請願(第一二二八号)
- 一九八 舞鶴港修築等に関する請願(第一二二七)
- 一九九 竹島港修築の請願(第一三三三)
- 二〇〇 羽咋港修築の請願(第一三三三)
- 二〇一 深浦港修築に関する請願(第一三九六号)
- 二〇二 尻尾港修築工事施行の請願(第一二二六)
- 二〇三 港ヶ浦水路開通に関する請願(第三二七)
- 二〇四 本渡、瀬戸間に運河開通の請願(第九六〇号)
- 二〇五 白島崎に燈台設置の請願(第二〇五)
- 二〇六 諸寄漁港に燈台設置の請願(第二四〇)
- 二〇七 砂崎岬に燈台設置の請願(第三六六)
- 二〇八 戸崎に燈台設置の請願(第四五八号)
- 二〇九 立目崎に燈台設置の請願(第四六一)
- 二一〇 大碓及び尾崎岬に燈台設置の請願(第八〇六)
- 二一一 津波崎に燈台設置の請願(第一一七七)
- 二一二 金田岬に航路標識設置の請願(第三三三)
- 二一三 砂崎岬に航路標識設置の請願(第三三三)
- 二一四 小磯に航路標識設置の請願(第一六〇)
- 二一五 日本海の浮流機雷対策確立に関する請願(第一七五)
- 二一六 舞鶴港に特別救難司令所設置の請願(第一二六四)
- 二一七 船舶職員法の一部改正に関する請願(第一〇五)
- 二一八 長崎国際空港設置に関する請願(第七二七)
- 二一九 同(第七二七)
- 二二〇 鹿角島測候所の地方気象台昇格に関する請願(第一〇二二)
- 二二一 長崎海洋気象台に観測船配置に関する請願(第一〇二二)
- 二二二 若松市に測候所設置の請願(第一三三三)
- 二二三 多賀町に郵便局設置の請願(第一〇八)
- 二二四 綾部郵便局移転促進に関する請願(第一〇九)
- 二二五 郵政省の官製紙二次製品発行停止に関する請願(第三七六)
- 二二六 津山村に郵便局設置の請願(第四六九)
- 二二七 宿利原に郵便局設置の請願(第四七〇)
- 二二八 北佐久郡下郷に自動車路線新設の請願(第四八八)
- 二二九 高石村に無集配特定郵便局設置の請願(第六六一)
- 二三〇 板橋郵便局舎新築の請願(第九三三)
- 二三一 昭和三十二年に郵便自動車路線新設の請願(第三三三)
- 二三二 高崎港の港湾入郵便切手発行に関する請願(第一三三三)
- 二三三 陸中野郵便局に集配事務開始の請願(第一三九九)
- 二三四 豊浜町に郵便局設置の請願(第一四〇〇)
- 二三五 下原簡易郵便局を無集配特定局に昇格の請願(第一五三八)

- 二七 日田線全通促進の請願(第八〇三)
- 二八 三江線全通促進の請願(第八〇四)
- 二九 四国新線全通促進の請願(第八〇六)
- 三〇 日の影、高森間鉄道敷設促進の請願(第九一〇)
- 三一 下呂、飯田間鉄道敷設の請願(第九六一)
- 三二 金田、久慈間鉄道敷設の請願(第九六五)
- 三三 魚沼線全通促進の請願(第一〇一六)
- 三四 只見線全通促進の請願(第一〇一七)
- 三五 美濃、枝幸間鉄道敷設の請願(第一〇一九)
- 三六 白河線復活促進の請願(第一〇二〇)
- 三七 松前より江差を経て瀬棚に至る間に鉄道敷設の請願(第一〇二一)
- 三八 江差瀬棚間鉄道敷設促進の請願(第一〇二二)
- 三九 掛川、御前崎間鉄道敷設の請願(第一〇二二)
- 四〇 生橋線敷設促進の請願(第一〇二二)
- 四一 虹田、定山溪間鉄道敷設の請願(第一〇二二)
- 四二 宮崎、小林間鉄道敷設の請願(第一〇二二)
- 四三 水見、羽咋間鉄道敷設促進の請願(第一〇二二)
- 四四 宮古、久慈間鉄道敷設促進の請願(第一〇二二)
- 四五 音別、陸奥間鉄道敷設の請願(第一〇二二)
- 四六 銅勝鉄道敷設の請願(第一〇二二)
- 四七 銅美鉄道敷設の請願(第一〇二二)
- 四八 遠美鉄道敷設促進の請願(第一一五〇)
- 四九 紅葉山、帯広間鉄道敷設の請願(第一二二四)
- 五〇 伊集院駅改築及びホーム移設に関する請願(第三七二)
- 五一 伊集院駅拡張に関する請願(第一九二)
- 五二 矢作町に停車場設置の請願(北塩釜信号所を二股駅に昇格の請願(第三六八))
- 五三 小野寺村にガソリンカー停留場設置の請願(第四六八)
- 五四 磐田駅、天龍川間に停車場設置の請願(第七五六)
- 五五 磐田、種市間に角浜簡易停留所設置等の請願(第七五八)
- 五六 川南駅移転に関する請願(第九一)
- 五七 三河島、南千住間に三の輪橋設置の請願(第九二)
- 五八 御前崎駅南口乗降場開設の請願(第九六)
- 五九 金田、一宮改築等に関する請願(第九六)
- 六〇 矢作町に停車場設置の請願(第一〇一五)
- 六一 通山駅設置の請願(第一〇一八)
- 六二 愛国、帯広間に乗降場設置の請願(第一〇二二)
- 六三 旧糸田駅復活等の請願(第一〇二二)
- 六四 中央線中野駅拡張に関する請願(第一〇二二)
- 六五 奥野駅に東口開設の請願(第一〇二二)
- 六六 明石、姫路間電化促進の請願(第一〇二二)
- 六七 大宮、白河間電化促進の請願(第一〇二二)
- 六八 我孫子、成田及び千葉、成田間電化促進の請願(第一〇二二)
- 六九 日暮線電化促進の請願(第三七二)
- 七〇 明石、姫路間電化促進の請願(第三七二)
- 七一 常磐線電化促進の請願(第五八二)
- 七二 我孫子、成田及び千葉、成田間電化促進の請願(第一二七八)
- 七三 福原下の国鉄電化促進の請願(第一二二)
- 七四 我孫子、成田及び千葉、成田間電化促進の請願(第一二二)
- 七五 我孫子、成田及び千葉、成田間電化促進の請願(第一二二)
- 七六 大宮、仙合間電化促進の請願(第一三三)
- 七七 常磐線電化促進の請願(第一三三)
- 七八 鹿角島、東京間に夜間急行列車復活の請願(第三八)
- 七九 日の影線にガソリンカー運転の請願(第七九)
- 八〇 鹿角島、東京間に夜間急行列車復活の請願(第九一)
- 八一 京都、東舞鶴間にダイヤルカ運転の請願(第一〇二)
- 八二 水郡線の車両改善等に関する請願(第四五〇)
- 八三 大阪、篠山間にダイヤルカ運転の請願(第四六〇)
- 八四 長崎、佐世保間に急行列車運転の請願(第五八)
- 八五 博多、長崎間に急行列車運転の請願(第七九)
- 八六 同(第七五五)
- 八七 八戸、八木間にガソリンカー運転の請願(第七五五)
- 八八 警報線及水郡線に二等客車連結の請願(第一三三)
- 八九 秋田、上野間に急行列車運転の請願(第一四二)
- 九〇 国鉄輸送貨物に対する軒数計算方法は是正並びに運賃引下げの請願(第一二二)
- 九一 けい、石に対する貨物運賃の等級引下げに関する請願(第一二二)
- 九二 三州かわらに対する貨物運賃引下げの請願(第六〇八)
- 九三 土管に対する貨物運賃引下げの請願(第六〇九)
- 九四 農業関係貨物運賃引下げに関する請願(第六一〇)
- 九五 木材に対する貨物運賃軽減の請願(第六五一)
- 九六 菓子に対する貨物運賃等級引下げの請願(第一〇一四)
- 九七 木材に対する貨物運賃軽減の請願(第一一三六)
- 九八 同(第一二六七)
- 九九 土管に対する貨物運賃引下げの請願(第一六一)
- 一〇〇 唐津津石炭積出引込線高架橋架設の請願(第四六二)
- 一〇一 大蔵町地内に省線踏切設置の請願(第六一一)
- 一〇二 角浜、玉川両地区踏切に線橋架設の請願(第七六)
- 一〇三 上野、三右衛門踏切に地内東原踏切改良工事施行の請願(第八〇五)
- 一〇四 上野線踏切を鉄道敷設法別表に加入の請願(第五一六)
- 一〇五 三江線敷設計画の一部変更等に関する請願(第五八)
- 一〇六 新小岩、金町間の貨物専用線に乗客輸送併用に関する請願(第一〇八五)
- 一〇七 京阪地上線延長工事と地下線に變更の請願(第一二二七)
- 一〇八 矢部線延長計画變更に関する請願(第一三九)
- 一〇九 山田線災害復旧工事促進に関する請願(第四四九)
- 一一〇 仙台鉄道局取生寮を旧所者に拂下げの請願(第一〇二)
- 一一一 国鉄松任工場に機関車庫新設に関する請願(第一三九四)
- 一一二 新得、瓜幕間鉄道を直軌として買上げに関する請願(第一六二五)
- 一一三 八王子に鉄道管理局設置の請願(第一二五五)
- 一一四 同(第一二六六)
- 一一五 同(第一二二二)
- 一一六 道路運送法改正に関する請願(第一二二)
- 一一七 自動車運送事業免許制度廃止反対に関する請願(第七八)
- 一一八 同(第一〇八)
- 一一九 同(第一〇九)
- 一二〇 同(第一〇九)
- 一二一 同(第一〇九)
- 一二二 同(第一〇九)
- 一二三 同(第一〇九)
- 一二四 同(第一〇九)
- 一二五 同(第一〇九)
- 一二六 同(第一〇九)
- 一二七 同(第一〇九)
- 一二八 同(第一〇九)
- 一二九 同(第一〇九)
- 一三〇 同(第一〇九)
- 一三一 同(第一〇九)
- 一三二 同(第一〇九)
- 一三三 同(第一〇九)
- 一三四 同(第一〇九)
- 一三五 同(第一〇九)
- 一三六 同(第一〇九)
- 一三七 同(第一〇九)
- 一三八 同(第一〇九)
- 一三九 同(第一〇九)
- 一四〇 同(第一〇九)
- 一四一 同(第一〇九)
- 一四二 同(第一〇九)
- 一四三 同(第一〇九)

○内閣  
 昭和二十六年十月二十五日  
 勅八等に叙し瑞宝章を授ける  
 ○昭和二十六年十月二十七日  
 勅八等に叙し瑞宝章を授ける  
 ○昭和二十六年十一月一日  
 勅八等に叙し瑞宝章を授ける  
 地方技官に任命する  
 地方技官 堅三  
 九級七号俸を給する  
 北海道勤務を命ずる  
 九級三号俸を給する  
 北海道勤務を命ずる(以上十一月一日)

○内閣  
 昭和二十六年十月二十五日  
 勅八等に叙し瑞宝章を授ける  
 ○昭和二十六年十月二十七日  
 勅八等に叙し瑞宝章を授ける  
 ○昭和二十六年十一月一日  
 勅八等に叙し瑞宝章を授ける  
 地方技官に任命する  
 地方技官 堅三  
 九級七号俸を給する  
 北海道勤務を命ずる  
 九級三号俸を給する  
 北海道勤務を命ずる(以上十一月一日)

叙任及び辞令  
 第一 図書館運営委員長の国立図書館法第十一條第二項による審査の結果報告  
 議事日程 第二十一号  
 昭和二十六年十一月二十九日(木曜日)  
 午後一時開議  
 第一 図書館運営委員長の国立図書館法第十一條第二項による審査の結果報告















官報

目次

外務省設置法 昭和三十二年十二月一日公布 閣議決定 吉田 茂 一頁
警察予備隊令施行令の一部改正 八頁
在外公館等借入金整理準備審査会法施行令の一部改正 八頁
日本政府在外事務所において徴収する手数料に関する政令の一部改正 八頁
船員外航従事令を廃止する政令 八頁
特定の地域に渡航する者に対して発給する身分証明書に関する政令 八頁
電気事業再編成令附則第十項及び第十二項の規定による登記の手續に関する政令 九頁
最高裁判所規則 九頁
昭和二十六年における裁判官に対する年末手当の額の特例に関する規則 一〇頁
省令 一〇頁
外務省組織規程 一〇頁
外務省職員定数規程の一部改正 一〇頁
日本政府在外事務所において徴収する手数料の額を定める省令の一部改正 一一頁
特定の地域に渡航する者に対して発給する身分証明書に関する政令施行規則 一一頁
船員外航従事令施行規則廃止 一三頁

法律

外務省設置法をここに公布する。
御名 御璽
昭和二十六年十二月一日
内閣総理大臣 吉田 茂

法律第二百八十三号

外務省設置法

目次

第一章 総則(第一條-第四條)
第二章 本省
第一節 内部部局(第五條-第十條)
第二節 附屬機關(第十四條-第十六條)
第三節 地方支分部局(第十七條-第十九條)
第三章 外局(第二十條-第二十一條)
第四章 在外公館(第二十二條-第二十五條)
第五章 職員(第二十六條-第二十七條)
附則
第一章 総則
(この法律の目的)
第一條 この法律は、外務省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。
(設置)
第二條 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基づいて、外務省を設置する。
2 外務省の長は、外務大臣とする。

(外務省の任務)

第三條 外務省は、左に掲げる国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。
一 外交政策の企画立案及びその実施
二 通商航海に関する利益の保護及び増進
三 外交官及び領事官の派遣及び接受

四 條約その他の国際約束の締結
五 国際機関及び国際会議への参加並びに国際協力の促進
六 外国に関する調査
七 内外事情の報道及び外国との文化交流

八 海外における邦人の保護並びに海外渡航及び移住のあつ旋
九 連合国最高司令官総司令部その他連合国最高司令官の下にある官憲との連絡及びこれに関連する各行政機関の事務の総合調整
十 前各号に掲げるものの外、対外関係事務の処理及び総括

(外務省の権限)
第四條 外務省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、條約、確立された国際法規及び法律(法律に基く命令を含む)に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をすること。
三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。
五 不用財産を処分すること。
六 職員の内免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、及び管理すること。
八 職員に貸與する宿舍を設置し、及び管理すること。
九 所掌事務に関する文書、調査資料及び統計を頒布し、又は刊行すること。
十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。
十一 外務省の公印を制定すること。
十二 日本政府を代表して外国政府と交渉し、国際機関及び国際会議に参加すること。
十三 全權委任状、大使及び公使の信任状及び解任状並びに領事官の委任状を作成してこれを交付すること。
十四 外国の外交使節の全權委任状、信任状及び解任状並びに外国の領事官の委任状を受理し、並びに外国の領事官の認可状を作成してこれを交付すること。
十五 條約その他の国際約束を締結し、解釈し、及び実施し、並びに涉外法律事項を処理すること。
十六 通商航海に関する利益を保護し、及び増進するために外国官憲との交渉、商取引のあつ旋等を行うこと。
十七 海外における邦人の生命、身体及び財産を保護するために外国官憲と交渉し、日本人相互及び日本人と外国人との間に生じた民事上の事件に関し和解をさせ、又は仲裁をし、並びに身分関係事項の届出を受理し、及び登録すること。
十八 日本人の海外渡航及び移住に關しあつ旋、保護その他必要な措置をとること。
十九 旅券を発給し、及び査証すること。
二十 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)及び外国人登録令(昭和二十二年勅令第二百七号)による出入国の管理、外国人登録令による外国人の登録並びに出入国管理令、外国人登録令及び北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に関する臨時措置令(昭和二十五年政令第二百二十七号)による退去強制に関する事務を行うこと。
二十一 在日外国人等の待遇に関する事務を行うこと。
二十二 日本と外国にわたる身分関係事項その他の事実について日本及び外国の官公署が発給した文書を証明すること。
二十三 外交に関する事項の発表を行うこと。
二十四 外国人及び外国に在住する日本人に対する栄典の授與について推薦をすること。
二十五 所掌事務に係る社団法人又は財団法人につき許可又は認可を與えること。
二十六 朝鮮、台湾、樺太、関東州、南洋群島その他の地域における日本の公私の財産及び負債並びに企業その他の諸施設の整理につき必要な措置をとること。

毎日文庫
昭和二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

号外



二千七 邦人の引揚に關する事務を  
行ふこと。  
二千八 国又は地方公共団体の機関  
に對して、所掌事務の遂行に必要  
な調査、報告及び資料の提出を求  
めること。  
二十九 前各号に掲げるものの外、  
法律(法律に基き命令を含む)に  
基き外務省に属せられた権限並  
びに條約の実施及び確立された國  
際法規の履行のために必要な権限  
第二章 本省  
第一節 内部部局  
(内部部局)  
第五條 本省に、大臣官房及び左の六  
局を置く。  
アシア局  
欧米局  
経済局  
國際協力局  
情報文化局  
(特別な職)  
第六條 大臣官房に、官房長を置く。  
第七條 官房長は、大臣官房の事務を統括  
する。  
第八條 官房長は、次長一人を置く。  
第九條 次長は、局長を助け、局長を整理  
する。  
第十條 本省に、顧問及び参事を置く。  
第十一條 顧問は、外交上の職務に参画し、  
参事は、外交政策の実施に参画す  
る。  
(大臣官房の事務)  
第十二條 大臣官房においては、外務省  
の所掌事務に關し、左の事務をつか  
さる。  
一 所掌行政の総合調整を行ふこ  
と。  
二 所掌行政の考査を行ふこと。  
三 法令案の審査を行ふこと。  
四 機密に關すること。  
五 職員に關すること。  
六 外交官及び領事官の派遣及び接  
受その他儀典に關すること。  
七 外國人に對して、榮典を授與する  
こと及び外國勳章又は外國記章  
を日本人が受領することに關し  
あつた、旋を行ふこと。  
八 公文書類を授受し、發送し、編  
集し、及び保存すること。  
九 大臣の官印及び省印を管理する  
こと。  
十 文書の証明を行ふこと。  
十一 條約書その他の外交文書を保  
管すること。  
十二 外交史料を編纂すること。  
十三 翻譯を行ふこと。  
十四 圖書を保管すること。  
十五 電信を授受し、及び發送する  
こと。  
十六 經費及び収入の予算、決算及  
び會計並びに會計の監査に關する  
こと。  
十七 行政財産及び物品を管理する  
こと。  
十八 職員に關すること。  
十九 前各号に掲げるものの外、外  
務省の所掌事務で他局及び他の機  
關の所掌に屬しない事務に關する  
こと。  
(アシア局の事務)  
第十八條 アシア局においては、左の事  
務をつかさどる。  
一 アシア諸國に關する外交政策の  
企画立案及びその実施の総合調整  
に關すること。  
二 アシア諸國に關する政務の処理  
並びにこれに必要な情報の収集及  
び調査に關すること。  
三 アシア諸國における邦人の生  
命、身体及び財産の保護に關する  
事務を行ふこと。  
四 朝鮮、台灣、樺太、関東州、南  
洋群島その他の地域に關する整理  
事務を行ふこと。  
五 邦人の引揚に關すること。  
六 在外公館等借入金金の審査確認事  
務を行ふこと。  
(欧米局の事務)  
第十九條 欧米局においては、左の事務  
をつかさどる。  
一 アジア諸國以外の諸國に關する  
外交政策の企画立案及びその実施  
の総合調整に關すること。  
二 アジア諸國以外の諸國に關する  
政務の処理並びにこれに必要な情  
報の収集及び調査に關すること。  
三 アジア諸國以外の諸國における  
邦人の生命、身体及び財産の保護  
に關すること。  
四 海外渡航、移住、旅券の發給及  
び査証に關すること。  
(経済局の事務)  
第二十條 経済局においては、左の事務  
をつかさどる。  
一 通商航海に關する利益を保護  
し、及び増進すること。  
二 國際經濟機關との協力及び通商  
航海條約その他の通商經濟上の協  
定に關すること。  
三 國際經濟事情の調査並びに國際  
經濟に關する統計の作成及び資料  
の収集を行ふこと。  
(條約局の事務)  
第二十一條 條約局においては、左の事  
務をつかさどる。  
一 條約その他の國際條約の締結に  
關すること。  
二 國際法及び涉外法律事項に關す  
る事務。  
三 國際協力局に關しては、左  
の事務をつかさどる。  
一 國際機關及び國際會議への参加  
並びに國際行政に關すること。  
二 連合國最高司令官總司令部その  
他連合國最高司令官の下にある官  
廳との連絡及びこれに關する各  
行政機關の事務の総合調整に關す  
ること。  
三 連合國による日本の管理に關す  
る文書及び記録の収集及び研究を  
行ふこと。  
四 連絡調整事務局に關すること。  
(情報文化局の事務)  
第二十二條 情報文化局においては、左  
の事務をつかさどる。  
一 新聞、通信、放送その他の方法  
により、對外政策及び國際情勢の  
對内報道、對外政策及び國內情勢  
の對外報道並びにこれに必要な情  
報の収集を行ふこと。  
二 各國との文化交流及び國際文化  
機關との協力に關すること。  
(附屬機關)  
第二十三條 本省に、左の附屬機關を置  
く。  
一 外務省研修所  
在外公館等借入金整理準備審査會  
(外務省研修所)  
第二十四條 外務省研修所は、外務省の  
職員に對して、その職務を行ふに必  
要な訓練を行ふ機關とする。  
二 外務省研修所は、東京都に置く。  
三 外務省研修所に、所長を置く。  
一 條約その他の國際條約の締結に  
關すること。  
二 國際法及び涉外法律事項に關す  
る事務。  
三 國際協力局に關しては、左  
の事務をつかさどる。  
一 國際機關及び國際會議への参加  
並びに國際行政に關すること。  
二 連合國最高司令官總司令部その  
他連合國最高司令官の下にある官  
廳との連絡及びこれに關する各  
行政機關の事務の総合調整に關す  
ること。  
三 連合國による日本の管理に關す  
る文書及び記録の収集及び研究を  
行ふこと。  
四 連絡調整事務局に關すること。  
(所掌事務)  
第二十五條 連絡調整事務局は、本省の  
所掌事務のうち、左に掲げる事務を  
分掌する。  
一 連合國最高司令官總司令部その  
他連合國最高司令官の下にある官  
廳との連絡及びこれに關する各  
行政機關の事務の調整に關するこ  
と。  
二 連合國による日本の管理に關す  
る文書及び記録の収集に關するこ  
と。  
三 引揚に關する調査及び旅券に關  
すること。  
四 國際情勢の對内報道に關するこ  
と。  
第二十六條 本省に、地方支分部局と  
して、連絡調整事務局を置く。  
(所掌事務)  
第二十七條 連絡調整事務局は、本省の  
所掌事務のうち、左に掲げる事務を  
分掌する。  
一 連合國最高司令官總司令部その  
他連合國最高司令官の下にある官  
廳との連絡及びこれに關する各  
行政機關の事務の調整に關するこ  
と。  
二 連合國による日本の管理に關す  
る文書及び記録の収集に關するこ  
と。  
三 引揚に關する調査及び旅券に關  
すること。  
四 國際情勢の對内報道に關するこ  
と。  
第二十八條 本省に、地方支分部局と  
して、連絡調整事務局を置く。  
(所掌事務)  
第二十九條 連絡調整事務局は、本省の  
所掌事務のうち、左に掲げる事務を  
分掌する。  
一 連合國最高司令官總司令部その  
他連合國最高司令官の下にある官  
廳との連絡及びこれに關する各  
行政機關の事務の調整に關するこ  
と。  
二 連合國による日本の管理に關す  
る文書及び記録の収集に關するこ  
と。  
三 引揚に關する調査及び旅券に關  
すること。  
四 國際情勢の對内報道に關するこ  
と。

名	称	位	置	管	轄	区	域
札幌連絡調整事務局		札幌市		北海道			
仙台連絡調整事務局		仙台市		青森県	秋田県	岩手県	宮城県
横浜連絡調整事務局		横浜市		山形県	福島県	新潟県	
横須賀連絡調整事務局		横須賀市		東京都	神奈川県	埼玉県	千葉県
大阪連絡調整事務局		大阪市		茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県
福岡連絡調整事務局		福岡市		山梨県	長野県	静岡県	愛知県
				岐阜県	三重県	富山県	石川県
				福井県	大分県	京都府	滋賀県
				奈良県	和歌山県	兵庫県	鳥取県
				徳島県	香川県	岡山県	広島県
				愛媛県	高知県		
				福岡県	佐賀県	長崎県	大分県
				宮崎県	熊本県	鹿児島県	鹿児島県

第三節 外局  
第二十條 国家行政組織法第三條第二  
項の規定に基いて外務省に置かれる  
外局は、左の通りとする。  
一 入國管理庁  
(組織、所掌事務及び権限)  
第二十一條 入國管理庁の組織、所掌  
事務及び権限は、入國管理庁設置令  
(昭和二十六年政令第三百二十号)の  
定めるところによる。  
第四章 在外公館  
(在外公館)  
第二十二條 外務省の機関として、在  
外公館を置く。  
一 在外公館は、大使館、公使館、總  
領事館、領事館、總領事館分館、領  
事館分館、名誉總領事館及び名誉領  
事館とする。  
(所掌事務及び権限)  
第二十三條 在外公館は、外國におい  
て本省の所掌事務を行い、且つ、條  
約、確立された國際法規及び法律  
(法律に基き命令を含む)に基いて  
三 法令案の審査を行ふこと。  
四 機密に關すること。  
五 職員に關すること。  
六 外交官及び領事官の派遣及び接  
受その他儀典に關すること。  
七 外國人に對して、榮典を授與する  
こと及び外國勳章又は外國記章  
を日本人が受領することに關し  
あつた、旋を行ふこと。  
八 公文書類を授受し、發送し、編  
集し、及び保存すること。  
九 大臣の官印及び省印を管理する  
こと。  
十 文書の証明を行ふこと。  
十一 條約書その他の外交文書を保  
管すること。  
十二 外交史料を編纂すること。  
十三 翻譯を行ふこと。  
十四 圖書を保管すること。  
十五 電信を授受し、及び發送する  
こと。  
十六 經費及び収入の予算、決算及  
び會計並びに會計の監査に關する  
こと。  
十七 行政財産及び物品を管理する  
こと。  
十八 職員に關すること。  
十九 前各号に掲げるものの外、外  
務省の所掌事務で他局及び他の機  
關の所掌に屬しない事務に關する  
こと。  
(アシア局の事務)  
第十八條 アシア局においては、左の事  
務をつかさどる。  
一 アシア諸國に關する外交政策の  
企画立案及びその実施の総合調整  
に關すること。  
二 アシア諸國に關する政務の処理  
並びにこれに必要な情報の収集及  
び調査に關すること。  
三 アシア諸國における邦人の生  
命、身体及び財産の保護に關する  
事務を行ふこと。  
四 朝鮮、台灣、樺太、関東州、南  
洋群島その他の地域に關する整理  
事務を行ふこと。  
五 邦人の引揚に關すること。  
六 在外公館等借入金金の審査確認事  
務を行ふこと。  
(欧米局の事務)  
第十九條 欧米局においては、左の事務  
をつかさどる。  
一 アジア諸國以外の諸國に關する  
外交政策の企画立案及びその実施  
の総合調整に關すること。  
二 アジア諸國以外の諸國に關する  
政務の処理並びにこれに必要な情  
報の収集及び調査に關すること。  
三 アジア諸國以外の諸國における  
邦人の生命、身体及び財産の保護  
に關すること。  
四 海外渡航、移住、旅券の發給及  
び査証に關すること。  
(経済局の事務)  
第二十條 経済局においては、左の事務  
をつかさどる。  
一 通商航海に關する利益を保護  
し、及び増進すること。  
二 國際經濟機關との協力及び通商  
航海條約その他の通商經濟上の協  
定に關すること。  
三 國際經濟事情の調査並びに國際  
經濟に關する統計の作成及び資料  
の収集を行ふこと。  
(條約局の事務)  
第二十一條 條約局においては、左の事  
務をつかさどる。  
一 條約その他の國際條約の締結に  
關すること。  
二 國際法及び涉外法律事項に關す  
る事務。  
三 國際協力局に關しては、左  
の事務をつかさどる。  
一 國際機關及び國際會議への参加  
並びに國際行政に關すること。  
二 連合國最高司令官總司令部その  
他連合國最高司令官の下にある官  
廳との連絡及びこれに關する各  
行政機關の事務の総合調整に關す  
ること。  
三 連合國による日本の管理に關す  
る文書及び記録の収集及び研究を  
行ふこと。  
四 連絡調整事務局に關すること。  
(情報文化局の事務)  
第二十二條 情報文化局においては、左  
の事務をつかさどる。  
一 新聞、通信、放送その他の方法  
により、對外政策及び國際情勢の  
對内報道、對外政策及び國內情勢  
の對外報道並びにこれに必要な情  
報の収集を行ふこと。  
二 各國との文化交流及び國際文化  
機關との協力に關すること。  
(附屬機關)  
第二十三條 本省に、左の附屬機關を置  
く。  
一 外務省研修所  
在外公館等借入金整理準備審査會  
(外務省研修所)  
第二十四條 外務省研修所は、外務省の  
職員に對して、その職務を行ふに必  
要な訓練を行ふ機關とする。  
二 外務省研修所は、東京都に置く。  
三 外務省研修所に、所長を置く。

第三節 外局  
第二十條 国家行政組織法第三條第二  
項の規定に基いて外務省に置かれる  
外局は、左の通りとする。  
一 入國管理庁  
(組織、所掌事務及び権限)  
第二十一條 入國管理庁の組織、所掌  
事務及び権限は、入國管理庁設置令  
(昭和二十六年政令第三百二十号)の  
定めるところによる。  
第四章 在外公館  
(在外公館)  
第二十二條 外務省の機関として、在  
外公館を置く。  
一 在外公館は、大使館、公使館、總  
領事館、領事館、總領事館分館、領  
事館分館、名誉總領事館及び名誉領  
事館とする。  
(所掌事務及び権限)  
第二十三條 在外公館は、外國におい  
て本省の所掌事務を行い、且つ、條  
約、確立された國際法規及び法律  
(法律に基き命令を含む)に基いて  
三 法令案の審査を行ふこと。  
四 機密に關すること。  
五 職員に關すること。  
六 外交官及び領事官の派遣及び接  
受その他儀典に關すること。  
七 外國人に對して、榮典を授與する  
こと及び外國勳章又は外國記章  
を日本人が受領することに關し  
あつた、旋を行ふこと。  
八 公文書類を授受し、發送し、編  
集し、及び保存すること。  
九 大臣の官印及び省印を管理する  
こと。  
十 文書の証明を行ふこと。  
十一 條約書その他の外交文書を保  
管すること。  
十二 外交史料を編纂すること。  
十三 翻譯を行ふこと。  
十四 圖書を保管すること。  
十五 電信を授受し、及び發送する  
こと。  
十六 經費及び収入の予算、決算及  
び會計並びに會計の監査に關する  
こと。  
十七 行政財産及び物品を管理する  
こと。  
十八 職員に關すること。  
十九 前各号に掲げるものの外、外  
務省の所掌事務で他局及び他の機  
關の所掌に屬しない事務に關する  
こと。  
(アシア局の事務)  
第十八條 アシア局においては、左の事  
務をつかさどる。  
一 アシア諸國に關する外交政策の  
企画立案及びその実施の総合調整  
に關すること。  
二 アシア諸國に關する政務の処理  
並びにこれに必要な情報の収集及  
び調査に關すること。  
三 アシア諸國における邦人の生  
命、身体及び財産の保護に關する  
事務を行ふこと。  
四 朝鮮、台灣、樺太、関東州、南  
洋群島その他の地域に關する整理  
事務を行ふこと。  
五 邦人の引揚に關すること。  
六 在外公館等借入金金の審査確認事  
務を行ふこと。  
(欧米局の事務)  
第十九條 欧米局においては、左の事務  
をつかさどる。  
一 アジア諸國以外の諸國に關する  
外交政策の企画立案及びその実施  
の総合調整に關すること。  
二 アジア諸國以外の諸國に關する  
政務の処理並びにこれに必要な情  
報の収集及び調査に關すること。  
三 アジア諸國以外の諸國における  
邦人の生命、身体及び財産の保護  
に關すること。  
四 海外渡航、移住、旅券の發給及  
び査証に關すること。  
(経済局の事務)  
第二十條 経済局においては、左の事務  
をつかさどる。  
一 通商航海に關する利益を保護  
し、及び増進すること。  
二 國際經濟機關との協力及び通商  
航海條約その他の通商經濟上の協  
定に關すること。  
三 國際經濟事情の調査並びに國際  
經濟に關する統計の作成及び資料  
の収集を行ふこと。  
(條約局の事務)  
第二十一條 條約局においては、左の事  
務をつかさどる。  
一 條約その他の國際條約の締結に  
關すること。  
二 國際法及び涉外法律事項に關す  
る事務。  
三 國際協力局に關しては、左  
の事務をつかさどる。  
一 國際機關及び國際會議への参加  
並びに國際行政に關すること。  
二 連合國最高司令官總司令部その  
他連合國最高司令官の下にある官  
廳との連絡及びこれに關する各  
行政機關の事務の総合調整に關す  
ること。  
三 連合國による日本の管理に關す  
る文書及び記録の収集及び研究を  
行ふこと。  
四 連絡調整事務局に關すること。  
(情報文化局の事務)  
第二十二條 情報文化局においては、左  
の事務をつかさどる。  
一 新聞、通信、放送その他の方法  
により、對外政策及び國際情勢の  
對内報道、對外政策及び國內情勢  
の對外報道並びにこれに必要な情  
報の収集を行ふこと。  
二 各國との文化交流及び國際文化  
機關との協力に關すること。  
(附屬機關)  
第二十三條 本省に、左の附屬機關を置  
く。  
一 外務省研修所  
在外公館等借入金整理準備審査會  
(外務省研修所)  
第二十四條 外務省研修所は、外務省の  
職員に對して、その職務を行ふに必  
要な訓練を行ふ機關とする。  
二 外務省研修所は、東京都に置く。  
三 外務省研修所に、所長を置く。

七号)の一部を次のように改正す  
る。  
第十條に次の一号を加える。  
十三 在外公館の長  
外務大臣 吉田 茂  
内閣総理大臣 吉田 茂  
昭和二十六年十二月一日  
内閣総理大臣 吉田 茂

御名 御璽  
昭和二十六年十二月一日  
内閣総理大臣 吉田 茂

法律第二百八十四号  
昭和二十六年十二月一日  
内閣総理大臣 吉田 茂

御名 御璽  
昭和二十六年十二月一日  
内閣総理大臣 吉田 茂















第九條 審議室においては、特に命ぜられた事項につき審議し、意見を具申する。(ア)ア局)
第十條 アジア局に第一課、第二課、第三課、第四課、借入金審査室及び引揚調査室を置く。
第十一條 第一課においては、左の事務をつかさどる。

第十四條 第四課においては、左の事務をつかさどる。
一 第十二條第一号及び前條第一号に掲げる諸国並びに中近東諸国以外のアジア諸国に関する外交政策を企画立案し、及びその実施を統制すること。
二 前項に掲げる諸国に関する政府の処理並びにこれに必要な情報の収集及び調査研究に関すること。

第十七條 欧米局に第一課、第二課、第三課、第四課、第五課及び渡航課を置く。
第十八條 第一課においては、左の事務をつかさどる。
一 局内事務の総合調整及び企画に關すること。
二 アメリカ合衆国及びその属地並びにカナダに関する外交政策を企画立案し、及びその実施を統制すること。

第二十一條 第四課においては、左の事務をつかさどる。
一 西ヨーロッパ諸国、中近東諸国(トルコ、イラン及びアフガニスタン)並びに前條第一号に定める英連邦に属するものを除く、及びアフリカ諸国に関する外交政策を企画立案し、及びその統制を監督すること。
二 前項に掲げる諸国に関する政府の処理並びにこれに必要な情報の収集及び調査研究に関すること。

第二十四條 経済局に、第一課、第二課、第三課、第四課、第五課及び第六課を置く。
第二十五條 第一課においては、左の事務をつかさどる。
一 局内事務の総合調整及び企画に關すること。
二 通商政策の立案に關すること。

第二十九條 第五課においては、アジア地域(スターリング地域及び中近東地域を除く)における通商航海に関する利益の保護及び増進並びに同地域内の諸国との間の通商航海條約及び貿易協定、金融協定その他の通商経済上の協定に関する事務をつかさどる。
第三十條 第六課においては、欧州、中近東地域及びアフリカ地域(スターリング地域を除く)における通商航海に関する利益の保護及び増進並びに同地域内の諸国との間の通商航海條約及び貿易協定、金融協定その他の通商経済上の協定に関する事務をつかさどる。

政令第三百六十七号
電氣事業再編成令附則第十項及び第十二項の規定による登記の手続に關する政令
内閣は、電氣事業再編成令(昭和二十五年政令第三百四十二号)附則第十項及び第十二項の規定に基づき、この政令を制定す。
第一條 電氣事業再編成令附則第六項の規定により抵当権の消滅の後なお存在する工場財団について抵当権の登記のまつ消の申請があつたときは、当該抵当権の登記をまつ消する外、登記用紙中表示欄に工場財団が電氣事業再編成令附則第六項の規定により存在する旨を記載し、且つ、当該登記用紙は、工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号)第四十八條第一項の規定にかかわらず、閉鎖しないものとする。

第二條 電氣事業再編成令の規定による新たな電氣事業会社(以下「新会社」という)は、同令別表第一に掲げる電氣事業会社(以下「指定会社」という)から出資を受け、又は譲り受けた不動産に關する権利であつて、その登記に必要な事項を公益事業委員会に届け出なければならぬ。
第三條 公益事業委員会は、前條第二項の規定により登記を嘱託する場合において必要があるときは、指定会社に代り、不動産若しくは登記名義人の表示の変更の登記、法人の合併による権利の移轉の登記又は所有権保存の登記を嘱託することができ、その登記を嘱託することができ、その登記を嘱託するときは、嘱託書の記載事項中工場抵当法第二十一条各号に掲げる事項は、各新会社に属するものごとく区分して記載しなければならぬ。

最高裁判所規則
附則
この政令は、公布の日から施行す。
内閣総理大臣 吉田 茂
法務総裁 大橋 武夫
最高裁判所規則第十七号
昭和二十六年十二月一日
最高裁判所
昭和二十六年度における裁判官に対する年末手当の額の特別に關する規則を次のように定める。

第一章 内部部局
第一條 内部部局に、第一課、第二課、第三課、第四課、第五課、第六課、第七課、第八課、第九課、第十課、第十一課、第十二課、第十三課、第十四課、第十五課、第十六課、第十七課、第十八課、第十九課、第二十課、第二十一課、第二十二課、第二十三課、第二十四課、第二十五課、第二十六課、第二十七課、第二十八課、第二十九課、第三十課、第三十一課、第三十二課、第三十三課、第三十四課、第三十五課、第三十六課、第三十七課、第三十八課、第三十九課、第四十課、第四十一課、第四十二課、第四十三課、第四十四課、第四十五課、第四十六課、第四十七課、第四十八課、第四十九課、第五十課を置く。

第二章 附屬機關
第一條 附屬機關に、第一課、第二課、第三課、第四課、第五課、第六課、第七課、第八課、第九課、第十課、第十一課、第十二課、第十三課、第十四課、第十五課、第十六課、第十七課、第十八課、第十九課、第二十課、第二十一課、第二十二課、第二十三課、第二十四課、第二十五課、第二十六課、第二十七課、第二十八課、第二十九課、第三十課、第三十一課、第三十二課、第三十三課、第三十四課、第三十五課、第三十六課、第三十七課、第三十八課、第三十九課、第四十課、第四十一課、第四十二課、第四十三課、第四十四課、第四十五課、第四十六課、第四十七課、第四十八課、第四十九課、第五十課を置く。

第三章 附屬機関
第一條 附屬機関に、第一課、第二課、第三課、第四課、第五課、第六課、第七課、第八課、第九課、第十課、第十一課、第十二課、第十三課、第十四課、第十五課、第十六課、第十七課、第十八課、第十九課、第二十課、第二十一課、第二十二課、第二十三課、第二十四課、第二十五課、第二十六課、第二十七課、第二十八課、第二十九課、第三十課、第三十一課、第三十二課、第三十三課、第三十四課、第三十五課、第三十六課、第三十七課、第三十八課、第三十九課、第四十課、第四十一課、第四十二課、第四十三課、第四十四課、第四十五課、第四十六課、第四十七課、第四十八課、第四十九課、第五十課を置く。



日本政府在外事務所において徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令  
日本政府在外事務所において徴収する手数料の額を定める省令(昭和二十五年外務省令第二十号)の一部を次のように改正する。

別表中	旅券交付		旅券交付		旅券交付		旅券交付	
	一	二	一	二	一	二	一	二
一	100	100	100	100	100	100	100	100
二	100	100	100	100	100	100	100	100
三	100	100	100	100	100	100	100	100
四	100	100	100	100	100	100	100	100
五	100	100	100	100	100	100	100	100
六	100	100	100	100	100	100	100	100
七	100	100	100	100	100	100	100	100
八	100	100	100	100	100	100	100	100
九	100	100	100	100	100	100	100	100
十	100	100	100	100	100	100	100	100
十一	100	100	100	100	100	100	100	100
十二	100	100	100	100	100	100	100	100
十三	100	100	100	100	100	100	100	100
十四	100	100	100	100	100	100	100	100
十五	100	100	100	100	100	100	100	100
十六	100	100	100	100	100	100	100	100
十七	100	100	100	100	100	100	100	100
十八	100	100	100	100	100	100	100	100
十九	100	100	100	100	100	100	100	100
二十	100	100	100	100	100	100	100	100
二十一	100	100	100	100	100	100	100	100
二十二	100	100	100	100	100	100	100	100
二十三	100	100	100	100	100	100	100	100
二十四	100	100	100	100	100	100	100	100
二十五	100	100	100	100	100	100	100	100
二十六	100	100	100	100	100	100	100	100
二十七	100	100	100	100	100	100	100	100
二十八	100	100	100	100	100	100	100	100
二十九	100	100	100	100	100	100	100	100
三十	100	100	100	100	100	100	100	100

この省令は、公布の日から施行する。

外務大臣 吉田 茂

日本政府在外事務所において徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令  
日本政府在外事務所において徴収する手数料の額を定める省令(昭和二十五年外務省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第一号様式

この省令は、公布の日から施行する。

外務大臣 吉田 茂

附則

この省令は、公布の日から施行する。

外務大臣 吉田 茂

日本政府在外事務所において徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令  
日本政府在外事務所において徴収する手数料の額を定める省令(昭和二十五年外務省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第二号様式

この省令は、公布の日から施行する。

外務大臣 吉田 茂

附則

この省令は、公布の日から施行する。

外務大臣 吉田 茂







●昭和二十六年(家)第一〇〇二号  
本籍神戸市須磨区大手町三丁目七番地の二、最後の住所神戸市東灘区魚崎町魚崎七三二番地  
不在者 萩野 常雄  
明治四十四年五月十七日生  
右不在者に対し利害関係人萩野ふさから失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年六月十四日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をされた。もしその届出をしなければ失踪を宣告する。又その不在者の生死を知る者は右期日迄にその届出をして下さい。

●昭和二十六年(家)第一〇〇三号  
本籍大阪市東淀川区元今里南通三丁目四〇番地の一九、最後の住所神戸市東灘区御影町石屋旭ノ詰二番地の二  
不在者 吉川 壽治郎  
明治二十六年八月三十一日生  
右不在者に対し利害関係人吉川佐美から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年六月十八日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をされた。もしその届出をしなければ失踪を宣告する。又その不在者の生死を知る者は右期日迄にその届出をして下さい。

●昭和二十六年(家)第六六六号  
本籍並びに住所奈良県北葛城郡陵西村大字市場七百十五番地の二  
申立人 柳瀬 なみ  
本籍並びに最後の住所右同所同番地  
不在者 柳瀬 石太郎  
明治三十七年一月十五日生  
右の不在者に対し右申立人より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年六月十八日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされた。もしその届出をしなければ失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知っている方も右期日までにその届出をされた。

●昭和二十六年(家)第七三四号  
本籍住所共三重県四日市市浜一色千五百三番地 申立人 林 妙哉  
本籍並びに最後の住所共三重県四日市市浜一色千五百三番地  
不在者 林 定吉  
明治八年十一月八日生  
右の不在者に対し右申立人より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年五月二十六日午前九時までに当裁判所に生存の届出をされた。もしその届出をしなければ失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知っている方も右期日までにその届出をされた。

●昭和二十六年(家)第五九〇号  
山口県阿武郡宇田郷村大字宇田第三千三百六十三番地  
申立人 金崎 倉夫  
最後の住所右同所  
不在者 金崎 甚三  
明治二十六年十一月十六日生  
右申立人から右不在者に対し失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年五月三十日午前十時迄に当裁判所に生存の届出をされた。もしその届出をしなければ失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知っている方も右期日迄にその届出をして下さい。

●昭和二十六年(家)第一一五四号  
本籍並びに最後の住所福岡県早良郡入部村大字西入部五百四十八番地  
不在者 樋口 時次郎  
明治九年九月二十九日生  
右不在者に対し利害関係人福岡県早良郡入部村大字西入部五百四十八番地樋口重次郎から失踪宣告の申立があつたので不在者は昭和二十七年六月十日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされた。もしその届出をしなければ失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知る者は右期日までにその届出をされた。

●昭和二十六年(家)第一一五三三号  
本籍及び住所広島県御調郡坂井原村大字山中野千四百五十八番地  
申立人 金田 君子  
右未成年者 金田 淳三  
付後見人 金田 淳三  
本籍及び最後の住所広島県御調郡坂井原村大字山中野千四百五十八番地  
不在者 金田 重夫  
明治四十四年六月二十七日生  
右不在者に対し、右申立人より失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十七年五月三十日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされた。もしその届出をしなければ失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知っている方も右期日迄にその届出をして下さい。

●昭和二十六年(家)第一一五三三号  
本籍及び住所広島県御調郡坂井原村大字山中野千四百五十八番地  
申立人 金田 君子  
右未成年者 金田 淳三  
付後見人 金田 淳三  
本籍及び最後の住所秩父郡大河原村大字御堂四八七番地  
不在者 松崎 浅雄  
右の者に対し利害関係人松崎嘉十郎の申立に依り当裁判所は右不在者を昭和六年四月五日死亡したものと看做し本日失踪の宣告をした。

●昭和二十六年(家)第三〇三三三号  
本籍市原郡八幡町五所千四百三十四番地、最後の住所昭和二十年四月二十日、東瀧羅子溝、関東軍第一二八師団歩兵第二八四連隊  
今次戦争による生死不明者元の官等級若しくは身分  
陸軍上等兵 萩原 仙吉  
明治四十五年一月二十九日生  
右の者に対し市原郡八幡町五所千四百三十四番地萩原仙吉の申立により当裁判所は昭和二十三年四月二十一日死亡とみなし失踪を宣告した。

●昭和二十六年(家)第一一五三三号  
本籍及び住所福岡県早良郡入部村大字西入部五百四十八番地  
不在者 樋口 時次郎  
明治九年九月二十九日生  
右不在者に対し利害関係人福岡県早良郡入部村大字西入部五百四十八番地樋口重次郎から失踪宣告の申立があつたので不在者は昭和二十七年六月十日午前十時までに当裁判所に生存の届出をされた。もしその届出をしなければ失踪の宣告を受けることになる。又不在者の生死を知る者は右期日までにその届出をされた。

●昭和二十六年(家)第一一五三三号  
本籍及び住所広島県御調郡坂井原村大字山中野千四百五十八番地  
申立人 金田 君子  
右未成年者 金田 淳三  
付後見人 金田 淳三  
本籍及び最後の住所秩父郡大河原村大字御堂四八七番地  
不在者 松崎 浅雄  
右の者に対し利害関係人松崎嘉十郎の申立に依り当裁判所は右不在者を昭和六年四月五日死亡したものと看做し本日失踪の宣告をした。

●昭和二十六年(家)第三〇三三三号  
本籍市原郡八幡町五所千四百三十四番地、最後の住所昭和二十年四月二十日、東瀧羅子溝、関東軍第一二八師団歩兵第二八四連隊  
今次戦争による生死不明者元の官等級若しくは身分  
陸軍上等兵 萩原 仙吉  
明治四十五年一月二十九日生  
右の者に対し市原郡八幡町五所千四百三十四番地萩原仙吉の申立により当裁判所は昭和二十三年四月二十一日死亡とみなし失踪を宣告した。

●昭和二十六年(家)第一一五三三号  
本籍及び住所広島県御調郡坂井原村大字山中野千四百五十八番地  
申立人 金田 君子  
右未成年者 金田 淳三  
付後見人 金田 淳三  
本籍及び最後の住所秩父郡大河原村大字御堂四八七番地  
不在者 松崎 浅雄  
右の者に対し利害関係人松崎嘉十郎の申立に依り当裁判所は右不在者を昭和六年四月五日死亡したものと看做し本日失踪の宣告をした。

●昭和二十六年(家)第一一五三三号  
本籍及び住所広島県御調郡坂井原村大字山中野千四百五十八番地  
申立人 金田 君子  
右未成年者 金田 淳三  
付後見人 金田 淳三  
本籍及び最後の住所秩父郡大河原村大字御堂四八七番地  
不在者 松崎 浅雄  
右の者に対し利害関係人松崎嘉十郎の申立に依り当裁判所は右不在者を昭和六年四月五日死亡したものと看做し本日失踪の宣告をした。

●昭和二十六年(家)第一一五三三号  
本籍及び住所広島県御調郡坂井原村大字山中野千四百五十八番地  
申立人 金田 君子  
右未成年者 金田 淳三  
付後見人 金田 淳三  
本籍及び最後の住所秩父郡大河原村大字御堂四八七番地  
不在者 松崎 浅雄  
右の者に対し利害関係人松崎嘉十郎の申立に依り当裁判所は右不在者を昭和六年四月五日死亡したものと看做し本日失踪の宣告をした。

●昭和二十六年(家)第一一五三三号  
本籍及び住所広島県御調郡坂井原村大字山中野千四百五十八番地  
申立人 金田 君子  
右未成年者 金田 淳三  
付後見人 金田 淳三  
本籍及び最後の住所秩父郡大河原村大字御堂四八七番地  
不在者 松崎 浅雄  
右の者に対し利害関係人松崎嘉十郎の申立に依り当裁判所は右不在者を昭和六年四月五日死亡したものと看做し本日失踪の宣告をした。

●昭和二十五年(家)第四五九号  
本籍及び最後の住所群馬県甘楽郡丹生村大字上丹生二五〇六番地  
不在者 高橋 重雄  
大正九年十一月二十五日生  
右不在者に対し利害関係人高橋芳江の失踪宣告申立により、当裁判所は昭和二十六年一月二十三日公示催告をしたところ、昭和二十六年九月十五日午前十時の公示催告期日までに、不在者が生存することの届出がなかつたので不在者は終戦の日である昭和二十年八月十五日以来三年以上生死不明なりと認め、次のとおり審判する。

●昭和二十六年(家)第一一五三三号  
本籍及び住所広島県御調郡坂井原村大字山中野千四百五十八番地  
申立人 金田 君子  
右未成年者 金田 淳三  
付後見人 金田 淳三  
本籍及び最後の住所秩父郡大河原村大字御堂四八七番地  
不在者 松崎 浅雄  
右の者に対し利害関係人松崎嘉十郎の申立に依り当裁判所は右不在者を昭和六年四月五日死亡したものと看做し本日失踪の宣告をした。

●昭和二十六年(家)第一一五三三号  
本籍及び住所広島県御調郡坂井原村大字山中野千四百五十八番地  
申立人 金田 君子  
右未成年者 金田 淳三  
付後見人 金田 淳三  
本籍及び最後の住所秩父郡大河原村大字御堂四八七番地  
不在者 松崎 浅雄  
右の者に対し利害関係人松崎嘉十郎の申立に依り当裁判所は右不在者を昭和六年四月五日死亡したものと看做し本日失踪の宣告をした。

●昭和二十六年(家)第一一五三三号  
本籍及び住所広島県御調郡坂井原村大字山中野千四百五十八番地  
申立人 金田 君子  
右未成年者 金田 淳三  
付後見人 金田 淳三  
本籍及び最後の住所秩父郡大河原村大字御堂四八七番地  
不在者 松崎 浅雄  
右の者に対し利害関係人松崎嘉十郎の申立に依り当裁判所は右不在者を昭和六年四月五日死亡したものと看做し本日失踪の宣告をした。

明治二十五年第三種郵便物認可  
三月三十一日

印刷 行